

## 会員に対する懲戒処分について

日本公認会計士協会は、会員に対して下記のとおり懲戒処分を行いましたので、会則に基づき公表いたします。

### 記

#### 1. 関係会員の氏名等

- (1) 田中 大丸(登録番号第6557号、東京会所属)
- (2) 法木 右近(登録番号第15928号、東京会所属)

#### 2. 懲戒処分の種別

会則によって会員に与えられた権利の停止7か月  
(2019年2月1日から2019年8月31日まで)

#### 3. 懲戒処分の理由

会則第44条(監査業務における禁止行為)第二号に該当し、会則第50条(会員及び準会員の懲戒)第1項第三号に該当するため。

#### 4. 事案の概要

医薬品業界向けコンサルティング事業を営み、東証マザーズ市場に上場していた会社(以下「会社」という。)は、2016年に証券取引等監視委員会の調査を受け、会社の内部調査及び第三者委員会を設置して調査した結果、連結子会社による2014年12月期の自動培養装置開発権及び2015年12月期の培養上清液の売上に関し、会社の取締役等による契約関係書類の隠蔽及び振込名義人の偽装等の不正隠蔽行為を伴う不適切な会計処理があったことが判明した。これに対して、会社は2014年12月期から2016年12月期第1四半期までの有価証券報告書(四半期報告書を含む。)の訂正を行った。

関係会員が実施した2014年12月期から2016年12月期第1四半期までの財務書類の監査及び四半期レビューにおいて、以下の問題が認められた。

##### (1) 2014年12月期における200百万円の自動培養装置の開発権譲渡取引

本論点で審査の対象とした取引は、期末日直前の多額の売上取引であること、及びA社から本契約の解除通知を受けていながら、A社・B社(連結子会社)・C社の3社が「地位譲渡契約」を締結することにより、あえて一連の取引としてしていること等から、関係会員は、監査基準委員会報告書(以下「監基報」という。)240「財務諸表監査における不正」付録1不正リスク要因の例示《1.不正な財務報告による虚偽表示に関する要因》(2)1に記載されている「重要かつ通例でない取引、又は極めて複雑な取引、特に困難な実質的判断を行わなければならない期

末日近くの取引が存在する」に相当する取引に該当するか、及び不正リスク対応基準付録 1 不正リスク要因の例示 2 (1)に記載されている「重要性のある異常な取引、又は極めて複雑な取引、特に困難な実質的判断を行わなければならない期末日近くの取引が存在する」に相当する取引に該当するかを慎重に検討すべきであったにもかかわらず、関係会員が実施した不正リスク要因の検討手続ではこの点に関して十分な検討が行われていなかった。したがって、関係会員が実施した監査においては、不正リスク対応基準第一第 2 項「監査人は、職業的懐疑心を発揮して、不正の持つ特性に留意し、不正リスクを評価しなければならない。」に準拠した監査手続が実施されていると認められない。

不正リスク対応基準第一第 3 項は、「監査人は、職業的懐疑心を発揮して、識別した不正リスクに対応する監査手続を実施しなければならない。」として、不正リスクに対応して職業的懐疑心を発揮した監査手続の実施を要求している。監査の実施において、監査証拠を慎重に評価検討し、また、経営者から聴取した内容等を批判的に評価する必要があった。しかし、関係会員が実施した監査手続において、開発権の具体的内容や売買代金の妥当性について慎重に検討した証拠は認められず、取引内容を十分に理解し当該取引の事業上の合理性を検討したと認められない。以上に加えて、監基報505「確認」では、確認を実施したが未回答の場合、不正リスクに対応する手続として、代替的な監査手続に移行する前に、その理由について慎重に検討することを求めており、例えば回答確認者への回答の督促の実施や、企業の担当者に未回答の理由を質問し、不正リスク要因を示唆していないかどうかの検討を求めているが、関係会員はこれらの手続を実施していない。

したがって、関係会員が実施した監査手続は、前述した不正リスク対応基準及び当該基準に関連する監基報の規定を遵守して行われていなかった点で重要な不備が認められる。

## (2) 2015年12月期における15百万円の培養上清液の販売取引

本論点で審査の対象とした取引は、期末日直前の多額かつ大量の販売取引であること、及び東証マザーズ市場の上場廃止基準である売上高100百万円未満に抵触するおそれがあり、15百万円の売上計上の可否は会社にとって重要な意味を有していたこと等から、関係会員は、監基報240付録 1 不正リスク要因の例示《1 . 不正な財務報告による虚偽表示に関する要因》(2) 1 に記載されている「重要かつ通例でない取引、又は極めて複雑な取引、特に困難な実質的判断を行わなければならない期末日近くの取引が存在する。」に相当する取引に該当するか、及び不正リスク対応基準付録 1 不正リスク要因の例示 2 (1)に記載されている「重要性のある異常な取引、又は極めて複雑な取引、特に困難な実質的判断を行わなければならない期末日近くの取引が存在する」に相当する取引に該当するかを慎重に検討

すべきであったにもかかわらず、関係会員が実施した不正リスク要因の検討手続では、この点に関して十分な検討が行われていなかった。したがって、関係会員が実施した監査においては、不正リスク対応基準第一第2項「監査人は、職業的懐疑心を発揮して、不正の持つ特性に留意し、不正リスクを評価しなければならない。」に準拠した監査手続が実施されていると認められない。

Dクリニックは、新規取引先であるがスポット取引のため、会社は与信調査を実施しなかったが、関係会員もその点について特に問題視せず、追加資料の依頼も行っていない。また、Dクリニックと、多額・大量の培養上清液の販売取引を行うことに関して、Dクリニックの診察科として、「美容」関係はなかったこと、また、培養上清液はその販売先が専ら動物向け（獣医師）であり、過去に人向け（医師・クリニック）の販売はなかったこと、売買契約の買主が医療法人なのか個人なのかの区分がなされておらず、書類により押印者が異なっていること、さらに、薬事法上、馬の幹細胞を培養する際に生じた上清液を人用の医薬品として利用することが可能なのかなどを踏まえて当該取引の内容とその合理性を関係会員は検討していない。さらに、監査補助者は当該取引について稟議書及び契約書が整備されていないことを把握し、稟議決裁をとることが望ましい旨の記載を監査調書に残しているにもかかわらず、関係会員は適切な対応を指示しなかった。加えて、関係会員は、当該培養上清液に係る製造工程の確認や現場視察を実施しておらず、在庫棚卸等現物の管理状況の確認も行っていなかった。

したがって、関係会員が実施した監査手続は、前述した不正リスク対応基準及び当該基準に関連する監基報の規定を遵守して行われていなかった点で重要な不備が認められる。

### (3) 2016年12月期第1四半期における会社役員からの報告後の対応

関係会員が四半期レビューの結論を表明するに際しては、2014年12月期の自動培養装置開発権及び2015年12月期の培養上清液の売上に関し、会社役員から自動培養装置開発権譲渡に関する重要な契約書類の隠蔽が行われていたことや、培養上清液の売上に対する入金偽装であったことを聴取していたのであるから、慎重に四半期レビューの結論を形成すべきであった。すなわち、関係会員は、四半期レビューに関する実務指針第65項、第66項、第67項に即して四半期レビューの結論を慎重に検討する必要があったにもかかわらず、十分にこの検討を行うことなく無限定の結論を表明した。さらに、こうした役員からの情報は、いずれも「過年度売上高の過大計上」という不正に係る重要な虚偽表示の兆候又は疑義を示す状況に深く関わっているため、四半期財務諸表上の重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合に相当し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して当該事項の有無を確かめ、その事項の結論への影響を検討することが求められている。しかし、関係会員が実施

した四半期レビュー手続では、求められている追加手続が実施されたものと認められない。

前述の事実関係等に基づき、綱紀審査会は、本事案における関係会員の会則及び規則違反の有無について審査した結果、以下のとおり議決した。

関係会員は、会社の2014年12月期から2016年12月期第1四半期までのそれぞれの関与期間に係る財務書類の監査及び四半期レビューにおいて、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤又は脱漏のないものとして意見又は結論を表明した。この行為は、会則第44条（監査業務における禁止行為）第二号に該当するものと認める。

5. 懲戒処分の効力が生じた年月日

2019年2月1日

以 上

「会則によって会員に与えられた権利の停止」とは、本会の会員としての権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものではありません。